

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所大阪市北区中之島 1-3-20
電 話 大 阪 6208-7444
購読料(送料とも)月 1,250円

目 次

規 則

- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 2
- 単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 3
- 大阪市事業所事務分掌規則等の一部を改正する規則 4
- 大阪市契約規則の一部を改正する規則 4
- 平成18年度分の国民健康保険の保険料の算定の特例に関する規則 4
- 大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 5
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則 5
- 大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則 9
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 9

企業管理規程

- 大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程 10

告 示

- 放置自動車の処理 10
- 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日 10
- 工事の種類及び予定価格に応じて定める入札参加者の等級別格付の区分 10
- 一般競争入札の執行（平成18年度学校事務センター学校財務会計用校園端末装置等） 11
- 開発行為に関する工事の完了 12
- 長居陸上競技場ほか 3 施設の供用時間の変更の承認 12
- 大阪市立大阪プール水泳場（50メートルプール及び飛び込みプール）の臨時開場の承認 12
- 大阪市立浪速屋内プール（アイススケート場）の供用時間の変更の承認 13
- 城北菰蒲園の使用料の徴収事務の委託 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告 13
- 道路の位置指定 14
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定 14
- 同 14
- 市道の路線名の変更 14
- 市道の区域変更 14
- 市道の供用開始 15
- 放置自動車の処理 16
- 道路法違反物件の除却 16
- なにわの海の時空館の臨時休館の承認 16
- 公募型プロポーザル方式による業者の募集（大阪市立科学館第3次展示改装における展示意匠の基本設計業務委託） 17

- 落札者等の公示 17
- 大阪市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程 18
- 監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表 18
- 平成17年度定期監査等結果報告の公表（市民局人権室所管事務） 35
- 平成17年度出資団体監査結果報告の公表（財団法人大阪市女性協会） 39
- 平成17年度財政援助団体監査結果報告の公表（社会福祉法人大阪市知的障害者育成会） 41
- 公 告
- 一般競争入札の執行（雑鉄） 43
- 放置自動車の処理 44
- 消防公務之証の亡失無効 44
- 達
- 区役所課長等専決規程の一部改正 44

公布された規則のあらまし

◇給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 1 夜間勤務手当の支給範囲を改めることにしました。
 - 2 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月12日から適用することにしました。
- （平成18年大阪市規則第149号 総務局人事部給与担当）

◇職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 平成18年4月の職制改正に伴い、管理職手当の支給範囲及び支給額を改めることにしました。
 - 2 この規則は、公布の日から施行することにしました。ただし、一部の規定については、平成16年4月1日及び平成18年4月1日から適用することにしました。
- （平成18年大阪市規則第150号 総務局人事部給与担当）

◇単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 特定医療業務手当を新設し、感染症予防救済従事者手当及び蓄解体作業等業務手当の支給額の算定方法を改めることにしました。
 - 2 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用することにしました。
- （平成18年大阪市規則第151号 総務局人事部給与担当）

◇大阪市事業所事務分掌規則等の一部を改正する規則

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、大阪市事業所事務分掌規則及び大阪市抑留犬の返還費用等に関する規則の一部を改正することにしました。
 - 2 この規則は、平成18年6月1日から施行することにしました。
- （平成18年大阪市規則第153号 健康福祉局生活推進部生活衛生課）

◇大阪市契約規則の一部を改正する規則

- 1 一般競争入札の公告について、市長が必要と認める場合には、インターネットを利用する方法により行うことができることにしました。

2 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市規則第154号 財政局契約監理部審査課)

◇平成18年度分の国民健康保険の保険料の算定の特例に関する規則

1 平成18年度分の国民健康保険の保険料の算定の特例について
必要な事項を定めることにしました。

2 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市規則第155号 健康福祉局生活福祉部保険年金課)

◇大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物取扱責任者研修の開催等について定めることにしました。

2 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市規則第156号 健康福祉局生活推進部生活衛生課)

◇大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

1 家庭から排出される粗大ごみで本市が収集するものの処理手数料及び徴収方法を定めるとともに、規定を整備することにしました。

2 この規則は、平成18年10月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市規則第157号 環境事業局総務部庶務課)

◇大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

1 消防法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市規則第158号 消防局予防部予防課)

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 職制改正等に伴い、必要な規定の整備を行うことにしました。

2 この規則は、公布の日から施行することにしました。
(平成18年大阪市人事委員会規則第14号 監査・人事制度事務総括局任用調査部調査担当)

公布された企業管理規程のあらまし

◇大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

1 一般競争入札の公告について、局長が必要と認める場合には、インターネットを利用する方法により行うことができることにしました。

2 この規程は、平成18年 6 月 1 日から施行することにしました。
(平成18年大阪市水道事業管理規程第16号 水道局総務部管財調達担当)

規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第149号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和56年大阪市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「警備方面副隊長」を「警備方面副隊長、指令課副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成18年4月12日から適用する。

(平18. 5 .16掲示済)

職員管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第150号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和55年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表管理職手当月額表共通の項中「、プロジェクト室長」を削り、同表中同項の次に次のように加える。

市政改革室	市政改革室長	1 種甲
	区政改革担当部長 (総務局長が定める ものに限る。)	2 種甲
東京事務所	所長	1 種乙
	副所長	3 種乙

別表管理職手当月額表市長室の項中

市長秘書	3 種乙
------	------

を

副室長	2 種甲
市長秘書	3 種乙

に改め、同表市民局の項中「3 種甲」を「3 種乙」に改め、同表健康福祉局の項中

救命救急センター	救命救急部	部長	3 種乙
		副部長	3 種丙

を

救命救急センター	救命救急部	所長	2 種甲
		部長	3 種乙
		副部長	3 種丙

に改め、同表都市環境局の項中

所長	2 種甲
副室長	3 種乙

を

所長	2 種甲
----	------

に改め、同表建設局の項中

河川管理事務所	所長	3 種乙
東淀川東部土地区画整理事務所	所長	3 種乙
	副所長	3 種丙

を

河川管理事務所	所長	3 種乙
---------	----	------

に改め、同表中大学の項を削り、同表教育委員会の項中

中央青年センター		所長	3 種乙
中央図書館		館長	2 種甲
		副館長	2 種乙
	大阪市史編纂所	所長	3 種乙
		副所長	3 種丙
美術館		副館長	2 種乙
	東洋陶磁美術館	副館長	3 種乙
自然史博物館		館長	2 種甲
		副館長	2 種乙

を

中央図書館	館長	2 種甲
	副館長	2 種乙
美術館	副館長	2 種乙

に、

副所長	2 種甲
-----	------

を

所長	2 種甲
----	------

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則（別表管理職手当月額表中大学の項を削る改正規定及び附則別表に掲げる職に係る改正規定を除く。）による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の規則別表管理職手当月額表の規定中教育委員会教育センター所長に

係る部分の規定は、平成16年 4 月 1 日から適用する。

- 前項ただし書の場合において、平成16年 4 月 1 日から平成17年 11月30日までの間における教育委員会教育センター所長の職にある職員に対する管理職手当の月額については、改正後の規則第 2 条第 1 項第 3 号中「119,000円」とあるのは「123,000円」とする。

附則別表

組 織			職	
共通			プロジェクト室長	
都市環境局	管理事務所		副所長	
建 設 局	東淀川東部土地区画整理事務所		所長	
			副所長	
教育委員会	事務局	中央青年センター		所長
		中央図書館	大阪市史編纂所 ^{さん}	所長
				副所長
		美術館	東洋陶磁美術館	副所長
		自然史博物館		館長
				副館長

（総務局人事部給与担当）

（平18. 5 .16掲示済）

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月16日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第151号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 5 年大阪市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第10号を第11号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 特定医療業務手当

第 7 条を次のように改める。

（特定医療業務手当）

第 7 条 特定医療業務手当は、こころの健康センターに勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく措置入院のため精神障害者を移送する業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、業務に従事した回数 1 回につき、720円とする。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第 2 項中「第12条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第 11 条を第12条とする。

第10条に次の 1 項を加える。

4 中央卸売市場南港市場に勤務する職員が、同一の日に牛の解体作業及び豚の解体作業に従事した場合は、当該職員がその日に取り扱った豚を、その頭数を 3 で除して得た数（その数に 1 未満の端数を生じたときは、これを 1 に切り上げる。）に相当する頭数

の牛とみなして、第1項第2号及び前項第1号の規定を適用する。
第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、
第7条の次に次の1条を加える。

(感染症予防救治従事者手当)

第8条 感染症予防救治従事者手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に規定する感染症又は結核の病原体に汚染されている区域において、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき

(2) 保健所に勤務する職員が、環境改善地区において、結核の検診に関する業務（患者に直接接して行うものに限る。）に従事したとき

2 前項に規定する手当の額は、業務又は作業に従事した日1日につき、160円とする。

附則第3項中「第10条及び第11条」を「第11条及び第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(総務局人事部給与担当)

(平18.5.16揭示済)

~~~~~

大阪市事業所事務分掌規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第153号

大阪市事業所事務分掌規則等の一部を改正する規則

(大阪市事業所事務分掌規則の一部改正)

**第1条** 大阪市事業所事務分掌規則（昭和37年大阪市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条動物管理センターの項第5号中「及び大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪市条例第46号）」を削り、「届出の受付、登録」を「登録、届出の受付」に改め、同項第6号中「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例による危険動物」を「動物の愛護及び管理に関する法律による特定動物」に、「監督指導及び引き取り」を「及び監督指導並びに大阪市動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪市条例第46号）による特定動物の引取り」に改める。

(大阪市抑留犬の返還費用等に関する規則の一部改正)

**第2条** 大阪市抑留犬の返還費用等に関する規則（昭和51年大阪市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条」を「第10条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

~~~~~

大阪市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第154号

大阪市契約規則の一部を改正する規則

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「一般競争入札に付そうとするとき」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下政令という。）第167条の6第1項の規定による公告」を削り、「の各号」を削り、「を公告しなければならない」を「について、大阪市公告式条例（昭和25年大阪市条例第50号）の例によつて行わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。

第16条中「第12条各号」を「第12条第1項各号」に改める。

第17条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下政令という。）」を「政令」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

~~~~~

平成18年度分の国民健康保険の保険料の算定の特例に関する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第155号

平成18年度分の国民健康保険の保険料の算定の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成18年大阪市条例第47号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規定による平成18年度分の保険料の算定の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額に関する特例)

**第2条** 改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる改正条例による改正前の大阪市国民健康保険条例（昭和36年大阪市条例第3号）（以下「旧条例」という。）第13条第1項に規定する市規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 昭和15年1月1日以前に生まれた者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 平成17年における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「平成17年合計所得金額」という。）が1,250,000円以下の者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）による改正前の所得税法第35条第4項の規定の例による控除を行った場合に平成17年合計所得金額が1,250,000円以下になる者 平成18年度分の旧条例第13条第1項に規定する市府民税（以下「市府民税」という。）の額

イ アに掲げる者以外の者 次の表の左欄に掲げる一般被保険

者の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

| 一般被保険者の区分                                                             |                              | 控除額                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年において所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）がある者 | 平成17年合計所得金額が10,000,000円以下の者  | 次に掲げる額の合計額に20,400円を加算した額（当該額が平成18年度分の市府民税の所得割額（以下「平成18年度所得割額」という。）を超える場合にあっては、平成18年度所得割額）<br>1 平成18年度所得割額と地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）による改正前の地方税法附則第40条第7項の規定の例により算定した平成18年度分の市府民税の所得割額（以下「基準所得割額」という。）との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）<br>2 平成17年の公的年金等所得の10,000分の425に相当する額（当該額が8,500円を超える場合にあっては、8,500円） |
|                                                                       | 平成17年合計所得金額が10,000,000円を超える者 | 次に掲げる額の合算額（当該合算額が平成18年度所得割額を超える場合にあっては、平成18年度所得割額）<br>1 平成18年度所得割額と基準所得割額との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）<br>2 平成17年の公的年金等所得の10,000分の425に相当する額（当該額が8,500円を超える場合にあっては、8,500円）                                                                                                                              |
| 平成17年において公的年金等所得がない者                                                  | 平成17年合計所得金額が10,000,000円以下の者  | 平成18年度所得割額と基準所得割額との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）に20,400円を加算した額（当該額が平成18年度所得割額を超える場合にあっては、平成18年度所得割額）                                                                                                                                                                                                     |
|                                                                       | 平成17年合計所得金額が10,000,000円を超える者 | 平成18年度所得割額と基準所得割額との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）                                                                                                                                                                                                                                                         |

(2) 昭和15年1月2日に生まれた者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 平成17年合計所得金額が1,250,000円以下の者 平成18年度分の市府民税の額

イ 平成17年合計所得金額が1,250,000円を超える者 平成18年度所得割額と基準所得割額との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）

(3) 昭和15年1月3日以降に生まれた者 平成18年度所得割額と基準所得割額との差額（当該額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）

(基礎賦課額の保険料率の所得割額の特例)

**第3条** 改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる旧条例第14条第1項第1号に規定する市規則で定める額は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

#### 大阪市規則第156号

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年大阪市規則第63号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市動物の愛護及び管理に関する規則

第1条中「この規則は、」を「この規則は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び」に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、法及び」に改める。

第3条を削る。

第2条の2中「第18条第1項」を「第8条」に改め、同条を第3条とする。

第4条から第6条までを次のように改める。

(動物取扱責任者研修の開催等)

**第4条** 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「法律施行規則」という。）第10条第3項ただし書の別に定める場合は、やむを得ない事由により市長が開催する動物取扱責任者研修を受けることができなかったことにより、法律施行規則第10条第3項第1号の規定に違反することとなる場合とする。

2 法律施行規則第10条第3項ただし書の規定により市長が指定する他の都道府県知事は、次に掲げるものとする。

(1) 大阪府知事及び堺市長

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県知事、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長又は同法第252条の22第1項の中核市の長であって、市長が開催する研修と同等以上の内容を有すると市長が認める研修を開催するもの(特定動物の飼養許可の有効期間)

**第5条** 法律施行規則第14条の許可の有効期間は、5年とする。ただし、興行上の利用に供する特定動物を飼養し、又は保管する特定飼養施設その他の特定動物を一時的に飼養し、又は保管する特定飼養施設に係る許可にあっては、当該許可の有効期間は、5年を超えない範囲内で市長が必要と認める期間とする。

(特定動物引取申請書)

**第6条** 条例第7条第2項の申請書の提出は、第1号様式による特定動物引取申請書に条例第7条第1項第1号に該当する事実を証明する書類を添付して行わなければならない。

第7条から第12条までを削る。

第13条中「第18条第1項」を「第8条」に改め、同条第4号中「体格」を「毛の長短、体格及び推定年月齢」に改め、同条を第7条とする。

第14条第1項中「第25条」を「第15条」に改め、同条を第8条とする。

第15条中「第27条第2項」を「第17条第2項」に、「別記様式」を「第2号様式」に改め、同条を第9条とする。

第16条中「様式その他」を削り、同条を第10条とする。

様式中「第15条」を「第9条」に、「第27条第1項」を「第17条第1項」

に改め、同様式を第 2 号様式とし、附則の次に次の様式を加える。

第 1 号様式（第 6 条関係）（ A 4 ）

特定動物引取申請書

平成 年 月 日

大阪市長様

申請者 住 所  
〔法人にあっては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名印  
〔法人にあっては、その名称  
及び代表者の氏名印〕  
電 話

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり特  
定動物の引取りを申請します。

|                                   |                 |   |                  |
|-----------------------------------|-----------------|---|------------------|
| 住 所<br>〔法人にあっては、主たる<br>事務所の所在地〕   |                 |   |                  |
| 氏 名<br>〔法人にあっては、その名称<br>及び代表者の氏名〕 |                 |   |                  |
| 特定動物飼養保管<br>許可年月日及び番号             | 平成 年 月 日付け大阪市指令 | 第 | 号                |
| 特定飼養施設<br>の所在地                    |                 |   |                  |
| 特定動物の<br>種類及び数                    | 種 類             | 数 | （内訳：おす 、めす 、不明 ） |
| 理 由                               |                 |   |                  |

注 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略する  
ことができます。

附 則

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

大阪市規則第157号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境  
の清潔保持に関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持  
に関する規則（平成 5 年大阪市規則第49号）の一部を次のように改  
正する。

第12条を次のように改める。

（粗大ごみ処理手数料）

第12条 条例第30条第 1 項の市規則で定める額は、別表のとおりと  
する。

第13条第 1 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同  
項第 5 号とし、同項中第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）家庭から排出される粗大ごみ（一時的に多量に排出されるごみ  
を含む。以下同じ。）で本市が収集するものの処理については、収  
集するまでにその全額を徴収する。

第13条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号から第 3 号まで及び第 5

号」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 市長は、第 1 項第 4 号の規定により手数料を徴収したときは、  
手数料を納付した者に対し、その納付した額に相当する第 1 号様  
式による粗大ごみ処理手数料券を交付する。

4 前項の規定により粗大ごみ処理手数料券の交付を受けた者は、  
当該粗大ごみ処理手数料券を排出する粗大ごみに貼付しなければ  
ならない。

第21条第 1 項中「第 1 号様式」を「第 1 号の 2 様式」に改める。

第 1 号様式を第 1 号の 2 様式とし、附則の次に次の別表及び様式  
を加える。

別表（第12条関係）

| 区 分                               |                                    | 単 位    | 金 額    |
|-----------------------------------|------------------------------------|--------|--------|
| 電 気 器 具<br>類、ガス器<br>具類及び石<br>油器具類 | アンテナ                               | 1 本につき | 200円   |
|                                   | 衣類乾燥機                              | 1 台につき | 700円   |
|                                   | オーディオ機器（単体のも<br>のに限る。）             | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 加湿器                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | ガスオープンレンジ                          | 1 台につき | 1,000円 |
|                                   | ガスコンロ                              | 1 台につき | 400円   |
|                                   | ガスファンヒーター                          | 1 台につき | 200円   |
|                                   | カセットコンロ（ガスボ<br>ンベを取り外したものに限<br>る。） | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 給湯器                                | 1 台につき | 700円   |
|                                   | 空気清浄機                              | 1 台につき | 200円   |
|                                   | サウナ（解体済みのものに<br>限る。）               | 1 組につき | 1,000円 |
|                                   | 除湿機                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 食器洗い乾燥機                            | 1 台につき | 400円   |
|                                   | 食器乾燥機                              | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 炊飯器                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | ステレオセット                            | 1 組につき | 400円   |
|                                   | ストーブ                               | 1 台につき | 200円   |
|                                   | スピーカー                              | 1 本につき | 200円   |
|                                   | ズボンプレスサー                           | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 精米機                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 石油ファンヒーター                          | 1 台につき | 400円   |
|                                   | 扇風機                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 掃除機                                | 1 台につき | 200円   |
|                                   | タイプライター                            | 1 台につき | 200円   |
|                                   | DVD プレーヤー                          | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 電気カーペット                            | 1 枚につき | 200円   |
|                                   | 電気こたつ                              | 1 組につき | 200円   |
|                                   | 電子レンジ                              | 1 台につき | 400円   |
|                                   | 電話機（ファクシミリ機能<br>を有するものに限る。）        | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 生ごみ処理機                             | 1 台につき | 400円   |
|                                   | パネルヒーター                            | 1 台につき | 200円   |
|                                   | ビデオデッキ                             | 1 台につき | 200円   |
|                                   | 複写機                                | 1 台につき | 400円   |
|                                   | ホームベーカリー                           | 1 台につき | 200円   |
|                                   | ホットプレート                            | 1 台につき | 200円   |
|                                   | マッサージ機（いす型のも<br>の以外のものに限る。）        | 1 台につき | 200円   |

|              |                                               |        |        |                                           |        |        |
|--------------|-----------------------------------------------|--------|--------|-------------------------------------------|--------|--------|
| 家具類及び<br>寝具類 | マッサージ機（いす型のものに限る。）                            | 1 台につき | 1,000円 | すのこ                                       | 1 枚につき | 200円   |
|              | ミニコンボ                                         | 1 組につき | 200円   | スプリングマットレス（シングルのものに限る。）                   | 1 個につき | 700円   |
|              | 餅つき機                                          | 1 台につき | 200円   | スプリングマットレス（シングルのもの以外のものに限る。）              | 1 個につき | 1,000円 |
|              | 湯沸し器                                          | 1 台につき | 200円   | 洗面化粧台                                     | 1 台につき | 1,000円 |
|              | 冷風機                                           | 1 台につき | 200円   | ソファ（一人用のものに限る。）                           | 1 脚につき | 700円   |
|              | ワードプロセッサ                                      | 1 台につき | 200円   | ソファ（二人以上用のものに限る。）                         | 1 脚につき | 1,000円 |
|              | アコーディオンカーテン                                   | 1 枚につき | 200円   | 畳                                         | 1 枚につき | 700円   |
|              | 衣装ケース                                         | 1 個につき | 200円   | たんす（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）           | 1 棹につき | 400円   |
|              | いす（一人用のもの（ロッキングチェア以外のもので回転機能を有しないものに限る。）に限る。） | 1 脚につき | 200円   | たんす（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）  | 1 棹につき | 700円   |
|              | いす（一人用のもの（ロッキングチェア又は回転機能を有するものに限る。）に限る。）      | 1 脚につき | 400円   | たんす（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）         | 1 棹につき | 1,000円 |
|              | いす（二人以上用のものに限る。）                              | 1 脚につき | 700円   | 机（袖なしのものに限る。）                             | 1 台につき | 400円   |
|              | ウッドカーペット（5 畳未満に相当する大きさのものに限る。）                | 1 枚につき | 400円   | 机（袖ありのものに限る。）                             | 1 台につき | 1,000円 |
|              | ウッドカーペット（5 畳以上に相当する大きさのものに限る。）                | 1 枚につき | 1,000円 | テーブル（天板の幅及び奥行が1メートル未満のものに限る。）             | 1 台につき | 400円   |
|              | 押入れ収納ラック                                      | 1 個につき | 200円   | テーブル（天板の幅又は奥行が1メートル以上のものに限る。）             | 1 台につき | 1,000円 |
|              | カーペット（じゅうたん等織物製のもので6 畳未満に相当する大きさのものに限る。）      | 1 枚につき | 200円   | 手提げ金庫（幅、奥行及び高さの合計が1メートル未満のものに限る。）         | 1 個につき | 200円   |
|              | カーペット（じゅうたん等織物製のもので6 畳以上に相当する大きさのものに限る。）      | 1 枚につき | 400円   | 手提げ金庫（幅、奥行及び高さの合計が1メートル以上のものに限る。）         | 1 個につき | 400円   |
|              | 傘立て                                           | 1 個につき | 200円   | テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル未満のものに限る。）        | 1 台につき | 400円   |
|              | 鏡台                                            | 1 台につき | 1,000円 | テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル以上2メートル未満のものに限る。） | 1 台につき | 700円   |
|              | クッキングテーブル                                     | 1 卓につき | 200円   | テレビ台（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上のものに限る。）          | 1 台につき | 1,000円 |
|              | 靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）                | 1 個につき | 400円   | 電話台                                       | 1 台につき | 400円   |
|              | 靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）       | 1 個につき | 700円   | 流し台                                       | 1 台につき | 700円   |
|              | 靴箱（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）              | 1 個につき | 1,000円 | パイプハンガー                                   | 1 個につき | 400円   |
|              | 米びつ                                           | 1 個につき | 200円   | 仏壇                                        | 1 基につき | 1,000円 |
|              | 障子、襖又は網戸                                      | 1 枚につき | 200円   | 布団干し                                      | 1 個につき | 200円   |
|              | 食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）               | 1 個につき | 400円   |                                           |        |        |
|              | 食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。）      | 1 個につき | 700円   |                                           |        |        |
|              | 食器棚（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）             | 1 個につき | 1,000円 |                                           |        |        |
|              | 姿見                                            | 1 個につき | 700円   |                                           |        |        |

|                           |                                         |                                                   |               |
|---------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------|
| 趣味用品、<br>スポーツ用品及びその他の生活用品 | 布団又は毛布                                  | 1 枚（布団又は毛布を一つに梱包した場合には、4枚までごとに1枚として取り扱うものとする。）につき | 200円          |
|                           | ブラインド                                   | 1 枚につき                                            | 200円          |
|                           | ベッド（介護用のものにあつては解体済みのものに限る。）             | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | 本棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル未満のものに限る。）          | 1 本につき                                            | 400円          |
|                           | 本棚（幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のものに限る。） | 1 本につき                                            | 700円          |
|                           | 本棚（幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のものに限る。）        | 1 本につき                                            | 1,000円        |
|                           | マットレス（スプリングマットレス以外のものに限る。）              | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ランドリーボックス                               | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | レンジ台                                    | 1 台につき                                            | 700円          |
|                           | ワゴン                                     | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | 編み機                                     | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | 囲碁盤又は将棋盤（脚を有するものに限る。）                   | 1 面につき                                            | 400円          |
|                           | 一輪車                                     | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | オルガン                                    | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | キーボード                                   | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ギター                                     | 1 本につき                                            | 200円          |
|                           | 脚立（高さが2メートル未満のものに限る。）                   | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | 脚立（高さが2メートル以上のものに限る。）                   | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | クーラーボックス                                | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | 車いす（電動のもの以外のものに限る。）                     | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | 車いす（電動のもの（バッテリーを取り外したのものに限る。）に限る。）      | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | ゴルフクラブセット                               | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ゴルフバッグ（単体のものに限る。）                       | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | サーフボード（切断済みのものに限る。）                     | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | サイクリングマシーン                              | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | 三輪車（子ども用のものに限る。）                        | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | 三輪車（大人用のものに限る。）                         | 1 台につき                                            | 700円          |
|                           | 自転車（電動のもの以外のものに限る。）                     | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | 自転車（電動のもの（バッテリーを取り外したのものに限る。）に限る。）      | 1 台につき                                            | 700円          |
|                           | ショッピングカート                               | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | シルバーカート                                 | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | 水槽                                      | 1 個につき                                            | 400円          |
|                           | スーツケース                                  | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | スキー板（ストック含む。）                           | 1 組につき                                            | 200円          |
|                           | スノーボード                                  | 1 枚につき                                            | 200円          |
|                           | 製図版                                     | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | 台車                                      | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | チャイルドシート                                | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | 電子ピアノ                                   | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | テント                                     | 1 組につき                                            | 400円          |
|                           | バーベキューコンロ                               | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | はしご                                     | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | ビーチパラソル                                 | 1 本につき                                            | 200円          |
|                           | ぶら下がり健康器                                | 1 台につき                                            | 400円          |
|                           | ベビーカー                                   | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | 便座                                      | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ベンチ                                     | 1 脚につき                                            | 400円          |
|                           | ホースリール                                  | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | 歩行器                                     | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ミシン（卓上型のものに限る。）                         | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ミシン（卓上型以外のものに限る。）                       | 1 個につき                                            | 700円          |
|                           | 物置（解体済みのものでスチール製の組立式のものに限る。）            | 1 組につき                                            | 1,000円        |
|                           | 物干し竿                                    | 1 竿につき                                            | 200円          |
|                           | 物干し台（土台なしのものに限る。）                       | 1 台につき                                            | 200円          |
|                           | 物干し台（土台ありのものに限る。）                       | 1 台につき                                            | 700円          |
|                           | 遊具（ジム、滑り台等子ども用のものに限る。）                  | 1 個につき                                            | 200円          |
|                           | ランニングマシーン                               | 1 台につき                                            | 1,000円        |
|                           | 上記品目に該当しないもので幅、奥行又は高さが30センチメートルを超えるもの   | 幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル未満のもの                          | 1 個につき 200円   |
|                           |                                         | 幅、奥行及び高さの合計が1.5メートル以上2メートル未満のもの                   | 1 個につき 400円   |
|                           |                                         | 幅、奥行及び高さの合計が2メートル以上2.5メートル未満のもの                   | 1 個につき 700円   |
|                           |                                         | 幅、奥行及び高さの合計が2.5メートル以上のもの                          | 1 個につき 1,000円 |
|                           | 幅、奥行及び高さが30センチメートル以内のごみで一時的に多量に排出されるもの  | 1 個（2個以上のごみ一つに梱包したものを含む。）につき                      | 200円          |

## 第 1 号様式（第13条関係）

ア 粗大ごみ処理手数料券（200円）の様式

|                   |                   |                               |
|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ処理手数料券<br>(粗大ごみ手数料シール) |
| (原符)              | 購入者控<br>(領収書)     | 受付番号又は氏名                      |
| 200円              | 200円              |                               |
| 取扱店<br>受付印        | 取扱店<br>受付印        |                               |
| 大阪市<br>No.        | 大阪市<br>No.        | No.                           |

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

イ 粗大ごみ処理手数料券（400円）の様式

|                   |                   |                               |
|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ処理手数料券<br>(粗大ごみ手数料シール) |
| (原符)              | 購入者控<br>(領収書)     | 受付番号又は氏名                      |
| 400円              | 400円              |                               |
| 取扱店<br>受付印        | 取扱店<br>受付印        |                               |
| 大阪市<br>No.        | 大阪市<br>No.        | No.                           |

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

ウ 粗大ごみ処理手数料券（700円）の様式

|                   |                   |                               |
|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ処理手数料券<br>(粗大ごみ手数料シール) |
| (原符)              | 購入者控<br>(領収書)     | 受付番号又は氏名                      |
| 700円              | 700円              |                               |
| 取扱店<br>受付印        | 取扱店<br>受付印        |                               |
| 大阪市<br>No.        | 大阪市<br>No.        | No.                           |

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

エ 粗大ごみ処理手数料券（1000円）の様式

|                   |                   |                               |
|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ<br>処理手数料券 | 大阪市粗大ごみ処理手数料券<br>(粗大ごみ手数料シール) |
| (原符)              | 購入者控<br>(領収書)     | 受付番号又は氏名                      |
| 1000円             | 1000円             |                               |
| 取扱店<br>受付印        | 取扱店<br>受付印        |                               |
| 大阪市<br>No.        | 大阪市<br>No.        | No.                           |

備考 寸法は、縦9.0センチメートル、横21.0センチメートルとする。

## 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

## 大阪市規則第158号

大阪市消防法施行規則の一部を改正する規則

大阪市消防法施行規則（昭和23年大阪市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第9条の3」を「第9条の4」に改める。

## 附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市人事委員会

委員長 松 岡 博

## 大阪市人事委員会規則第14号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表に掲げる機関に変更があつたとき、又は同表右欄の職若しくはこれに相当すると認められる職の改廃若しくは新設があつたときは」を「別表第2に掲げる機関に変更があつたとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があつたときは」に改める。

別表第1中「市政改革担当理事」を「経営企画担当理事、政策情報担当理事」に改める。

別表第2市会事務局の項中「庶務係長、秘書係長」を「担当係長（庶務担当及び秘書事務の総括担当）」に改める。

別表第2市長部局内部部局の項中「プロジェクト室長」を削り、「副参事（部（部に相当する室を含む。）に置かれるもの（担当係長を兼務するものを除く。）。）」を「副参事（部（部に相当する室を含む。）に置かれるもの（担当係長を兼務するものを除く。）に限る。）」に改める。

別表第2市長部局内部部局の項中経営企画室の項及び危機管理室の項を削り、同項中市長室の項の前に次の3項を加える。

〔経営企画室〕

担当係長（庶務担当）

〔市政改革室〕

改革推進部担当係長（区政改革担当及び行政評価担当を除く。）

〔危機管理室〕

担当係長（庶務担当）

別表第2市長部局市長室の項中「庶務係長」を「副室長、庶務係長」に、「秘書課担当係長」を「担当係長（国際交流担当を除く。）」に改め、「助役の秘書の事務を行う者」を削る。

別表第2市長部局総務局の項中「総務課担当係長（庶務担当及び庁内取締り担当）、文書課担当係長（法規担当）」を「担当係長（庶務担当、庁内取締り担当、職制担当、人事担当、給与担当、共済組合の担当係長（総括担当に限る。）、職員の厚生に関する事務の総括担当及び職員相談担当）、法務監察室担当係長」に改め、「人事課

担当係長」、「給与課担当係長」及び「厚生課担当係長（総括担当（互助組合の担当係長（総括担当）を含む。）並びに職員相談担当）」を削る。

別表第2 市長部局市民局の項中「庶務係長」を「担当係長（庶務担当及び区連絡調整担当）」に改める。

別表第2 市長部局計画調整局の項中「庶務課担当係長（庶務担当）」を「担当係長（庶務担当）」に改める。

別表第2 市長部局ゆとりとみどり振興局の項中「庶務係長、職員係長、庶務課担当係長（人事担当）」を「担当係長（庶務担当及び人事担当）」に改める。

別表第2 市長部局都市環境局の項中「庶務係長、職員係長」を「担当係長（庶務担当及び人事担当）」に改める。

別表第2 市長部局環境事業局の項中「庶務係長、労政係長」を「担当係長（庶務担当及び人事担当）」に改める。

別表第2 市長部局建設局の項中「庶務係長、職員係長、職員課担当係長（研修担当及び厚生担当を除く。）」を「担当係長（庶務担当、人事担当及び労政担当）」に改める。

別表第2 市長部局児童院の項中「主幹」を削る。

別表第2 市長部局中央児童相談所の項中「主幹」及び「副主幹」を削る。

別表第2 市長部局弘済院付属病院の項中「事務長」を削る。

別表第2 市長部局こころの健康センターの項中「所長」の次に「担当課長」を加え、「副所長」を削る。

別表第2 市長部局花博記念公園整備事務所の項中「課長」を「担当課長」に改める。

別表第2 市長部局の項中修道館の項を削る。

別表第2 市長部局工業研究所の項中「主幹」を「担当課長、主幹、課長代理」に改める。

別表第2 市長部局都市環境局管理事務所の項中「副所長、課長、課長代理」を「担当課長、担当課長代理」に改める。

別表第2 市長部局住宅局日本橋事務所の項中「副所長」を削る。

別表第2 市長部局の項中東淀川東部土地区画整理事務所の項を削る。

別表第2 中市立大学の項を削る。

別表第2 教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）内部部局の項中「教育次長」の次に「理事」を加える。

別表第2 教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）の項中中央青年センターの項を削る。

別表第2 教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）中央図書館の項中「大阪市史編纂所副所長」を削る。

別表第2 教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）の項中東洋陶磁美術館の項及び自然史博物館の項を削る。

別表第2 教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）教育センターの項中「副所長」を削る。

別表第2 選挙管理委員会事務局の項中「庶務係長」を「担当係長（庶務担当）」に改める。

別表第2 監査・人事制度事務総括局の項中「課長」を削り、「課長代理」を「担当課長代理」に、「庶務係長」を「担当係長（庶務担当）」に、「任用課担当係長、調査課担当係長」を「任用調査部担当係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（監査・人事制度事務総括局任用調査部調査担当）

企業管理規程

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

大阪市水道事業管理規程第16号

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第10条中「一般競争入札に付そうとするとき」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告」に改め、「の各号」を削り、「を公告しなければならない」を「について、大阪市公告式条例（昭和25年大阪市条例第50号）の例によって行わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と認める場合には、前項の公告をインターネットを利用する方法により行うことができる。

第14条中「第10条各号」を「第10条第1項各号」に改める。

附 則

この改正規程は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

告 示

大阪市告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月16日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 5 月30日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No | 種 類                | 場 所          |
|----|--------------------|--------------|
| 1  | 普通自動車<br>(ダイハツ 灰色) | 浪速区浪速西3丁目7番先 |
| 2  | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 浪速区桜川3丁目4番先  |
| 3  | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)  | 浪速区塩草3丁目6番先  |

|                               |                    |                 |   |                  |                   |                  |                  |                  |  |
|-------------------------------|--------------------|-----------------|---|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|--|
| 4                             | 普通自動車<br>(ニッサン 白色) | 西成区南開 1 丁目 2 番先 | D | 8,000 万<br>円 未 満 | 10,000 万<br>円 未 満 | 4,000 万<br>円 未 満 | 2,000 万<br>円 未 満 | 2,000 万<br>円 未 満 |  |
| 5                             | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色) | 西成区北開 2 丁目 2 番先 |   | 3,000 万<br>円 以 上 | 4,000 万<br>円 以 上  |                  |                  |                  |  |
| (建設局管理部路政課)<br>(平成18.5.16揭示済) |                    |                 | E | 3,000 万<br>円 未 満 | 4,000 万<br>円 未 満  |                  |                  |                  |  |

2 適用期日  
平成18年 6 月 1 日  
(財政局契約監理部審査課)

大阪市長 關 淳 一  
(環境事業局総務部庶務課)

大阪市告示第604号  
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年大阪市条例第53号) 中第 2 条及び附則第 3 項の規定は、平成18年10月 1 日から施行する。  
平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一  
(環境事業局総務部庶務課)

大阪市告示第605号  
平成18・19・20・21年度における工事請負入札の参加者に必要な資格として、大阪市契約規則 (昭和39年大阪市規則第18号) 第 7 条の規定に基づき、工事の種類及び予定価格に応じて定める参加者の等級別格付の区分は次のとおりとする。  
平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 等級別格付の区分  
工事の種類ごとに予定価格に応じて定める等級別格付の区分は、次のとおりとする。ただし、災害その他緊急の必要があるとき、又は契約の性質若しくは目的により同表により難いとき、その他市長が特に必要と認めるときは、これと異なる取扱いをすることができる。

| 等級 | 予 定 価 格 の 範 囲 |               |               |               |               |              |
|----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
|    | 土木工事          | 建築工事          | 舗装工事          | 電気工事          | 給排水衛生冷暖房工事    | 造園工事         |
| A  | 40,000 万円 以上  | 70,000 万円 以上  | 12,000 万円 以上  | 18,000 万円 以上  | 18,000 万円 以上  | 3,500 万円 以上  |
| B  | 40,000 万円 未 満 | 70,000 万円 未 満 | 12,000 万円 未 満 | 18,000 万円 未 満 | 18,000 万円 未 満 | 3,500 万円 未 満 |
|    | 20,000 万円 以上  | 30,000 万円 以上  | 8,000 万円 以上   | 8,000 万円 以上   | 8,000 万円 以上   | 1,500 万円 以上  |
| C  | 20,000 万円 未 満 | 30,000 万円 未 満 | 8,000 万円 未 満  | 8,000 万円 未 満  | 8,000 万円 未 満  | 1,500 万円 未 満 |
|    | 8,000 万円 以上   | 10,000 万円 以上  | 4,000 万円 以上   | 2,000 万円 以上   | 2,000 万円 以上   | 円 未 満        |

大阪市告示第606号  
一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。  
平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課  
〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号  
大阪市財政局契約監理部  
契約課 電話 06-4395-7161  
審査課 電話 06-4395-7141

2 入札に付する事項  
(1) 借入物品及び数量  
平成18年度学校事務センター学校財務会計用校園端末装置等一式  
(電子入札対象案件)  
(2) 借入物品の特質等  
入札説明書による。  
(3) 借入期間  
平成19年 1 月 1 日から平成23年12月31日まで  
契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。  
(4) 借入場所  
入札説明書による。

3 入札参加資格  
次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。  
なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年 6 月15日 (木) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること  
(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと  
(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A 情報機器」で登録していること  
(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること  
(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること  
(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていること

| <p>との証明書の提出ができること</p> <p>(7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先システム上、及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法</p> <p>公示の日から平成18年6月15日（木）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間</p> <p>公示の日の翌日から平成18年6月15日（木）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間</p> <p>平成18年7月24日（月）から平成18年7月25日（火）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時</p> <p>平成18年7月26日（水）午後1時30分</p> <p>③ 場所</p> <p>システム上とする</p> <p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間</p> <p>平成18年7月26日（水）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時</p> <p>平成18年7月26日（水）午後1時30分</p> <p>③ 場所</p> <p>大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ）</p> <p>ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年7月25日（火）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金</p> <p>免除</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>要</p> <p>ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 保証人</p> <p>不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨</p> <p>日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項</p> <p>入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年6月15日（木）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。</p> <p>なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> | <p>8 入札の無効</p> <p>契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased:</p> <p>Computer terminals for School Financial Accounting system in School Business Affairs Centers 1 set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00 PM,15 June 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 24 July 2006 to 5:00PM, 25 July 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 26 July 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 25 July 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department,Contracts Division,Finance Bureau,The City of Osaka 2- 1-1300,Benten 1-chome, Minato-ku,Osaka 552-0007,TEL06-4395-7161</p> <p>(財政局契約監理部契約課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第607号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成18年5月26日</p> <p>大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 許可番号</p> <p>平成17年9月20日大阪市指令計（開）第17－43号</p> <p>2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>大阪市西成区南津守4丁目165番1の一部、165番2の一部、172番2の一部、172番5、172番9、172番11の一部、176番の一部、191番1の一部、201番の一部</p> <p>3 許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>大阪市中央区上汐2丁目2番1号</p> <p>株式会社 ジョーコーポレーション</p> <p>代表取締役 城下 堅司</p> <p>4 新たに設置された公共施設</p> |             |     |            |           |            |     |             |         |     |       |         |     |     |           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|------------|-----------|------------|-----|-------------|---------|-----|-------|---------|-----|-----|-----------|
| <table><tr><th rowspan="2">公共施設<br/>の種類</th><th colspan="2">概 要</th><th rowspan="2">管理者</th><th rowspan="2">用地の<br/>帰 属</th><th rowspan="2">摘 要</th></tr><tr><th>幅員(管径)<br/>m</th><th>延長<br/>m</th></tr><tr><td>道 路</td><td>6.000</td><td>417.811</td><td>開発者</td><td>開発者</td><td>すみ切り4カ所含む</td></tr></table>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 公共施設<br>の種類 | 概 要 |            | 管理者       | 用地の<br>帰 属 | 摘 要 | 幅員(管径)<br>m | 延長<br>m | 道 路 | 6.000 | 417.811 | 開発者 | 開発者 | すみ切り4カ所含む |
| 公共施設<br>の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             | 管理者 | 用地の<br>帰 属 |           |            |     | 摘 要         |         |     |       |         |     |     |           |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 幅員(管径)<br>m                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 延長<br>m     |     |            |           |            |     |             |         |     |       |         |     |     |           |
| 道 路                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 6.000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 417.811     | 開発者 | 開発者        | すみ切り4カ所含む |            |     |             |         |     |       |         |     |     |           |

|      |             |              |     |     |                               |
|------|-------------|--------------|-----|-----|-------------------------------|
| 道 路  | m<br>5.000  | m<br>272.198 | 開発者 | 開発者 | すみ切り11カ所含む                    |
| 下水道  | mm<br>D=400 | m<br>5.850   | 大阪市 | —   | 0号組立マンホール<br>インバート付1カ所<br>新設工 |
| 消防水利 | —           | —            | 開発者 | 開発者 | 消火栓 1基                        |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

~~~~~

大阪市告示第608号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

施 設 名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	6月3日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月4日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月7日（水）	午前9時から午前0時まで
	6月8日（木）	午前8時から午後9時まで
	6月11日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月14日（水）	午前8時から午後9時まで
	6月15日（木）	午前8時から午後9時まで
	6月16日（金）	午前8時から午後9時まで
	6月17日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月18日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月24日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月25日（日）	午前8時から午後9時まで
長居第2陸上競技場	6月3日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月4日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月15日（木）	午前8時から午後9時まで
	6月16日（金）	午前8時から午後9時まで
	6月17日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月18日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月24日（土）	午前8時から午後9時まで
長居球技場	6月3日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月4日（日）	午前8時から午後9時まで
長居相撲場	6月3日（土）	午前8時から午後9時まで
	6月4日（日）	午前8時から午後9時まで
	6月7日（水）	午前9時から午前0時まで
	6月8日（木）	午前8時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

~~~~~

| 名 称                                  | 臨時開場期間       |
|--------------------------------------|--------------|
| 大阪市立大阪プール水泳場<br>(50メートルプール及び飛び込みプール) | 平成18年6月5日（月） |

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

~~~~~

大阪市告示第610号

次の施設については、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 施設名 大阪市立浪速屋内プール アイススケート場

2 変更内容

6月の供用時間を次のとおり変更する。

6月1日（木）	午前8時45分から翌日午前4時15分まで
6月2日（金）	午前10時から翌日午前2時まで
6月3日（土）	午前6時30分から翌日午前3時45分まで
6月4日（日）	午前5時15分から翌日午前3時45分まで
6月5日（月）	午前10時から翌日午前4時15分まで
6月6日（火）	午前8時15分から翌日午前4時15分まで
6月7日（水）	午前6時30分から翌日午前2時30分まで
6月8日（木）	午前8時45分から翌日午前4時15分まで
6月9日（金）	午前10時から翌日午前3時45分まで
6月10日（土）	午前6時30分から翌日午前4時15分まで
6月11日（日）	午前5時15分から翌日午前3時45分まで
6月12日（月）	午前10時から翌日午前4時15分まで
6月13日（火）	午前10時から翌日午前4時15分まで
6月14日（水）	午前6時30分から翌日午前4時15分まで
6月15日（木）	午前8時45分から翌日午前2時30分まで
6月16日（金）	午前8時15分から翌日午前4時45分まで
6月17日（土）	午前6時30分から翌日午前3時30分まで
6月18日（日）	午前5時15分から翌日午前2時まで
6月19日（月）	午前10時から翌日午前2時30分まで
6月20日（火）	午前8時15分から翌日午前4時15分まで
6月21日（水）	午前6時30分から翌日午前2時30分まで
6月22日（木）	午前6時30分から翌日午前4時15分まで
6月23日（金）	午前6時45分から翌日午前3時45分まで
6月24日（土）	午前4時45分から翌日午前4時15分まで
6月25日（日）	午前5時15分から翌日午前3時45分まで
6月26日（月）	午前6時30分から翌日午前4時15分まで
6月27日（火）	午前6時45分から翌日午前2時30分まで
6月28日（水）	午前6時30分から翌日午前2時30分まで

6 月29日（木） 午前 6 時30分から翌日午前 2 時30分まで
6 月30日（金） 午前 6 時45分から翌日午前 3 時45分まで
（ゆとりとみどり振興局スポーツ生涯スポーツ担当）

~~~~~

大阪市告示第611号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項第 1 号の規定に基づき、使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

| 施設名   | 受託者                               | 委託期間                             |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 城北菖蒲園 | 財団法人 大阪市スポーツ・みどり振興協会<br>理事長 舞鶴 正治 | 平成18年 5 月27日から<br>平成18年 6 月25日まで |

（ゆとりとみどり振興局 城北公園事務所）

~~~~~

大阪市告示第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
梅田阪急ビル
大阪市北区角田町 8 番 7 号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
阪急電鉄株式会社 代表取締役 角 和夫
大阪府池田市栄町 1 番 1 号
- (3) 変更事項

- ① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）56,113㎡
（変更後）88,970㎡
- ② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数
（変更前）0 台
（変更後）395台のうち
グランドビル駐車場 199台
阪急梅田駅駐車場 196台

イ 駐輪場の収容台数
（変更前）0 台
（変更後）240台

ウ 荷さばき施設の面積
（変更前）1,869㎡

（変更後）3,210㎡

エ 廃棄物保管施設の面積
（変更前）302㎡
（変更後）324.1㎡

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）なし
（変更後）グランドビル駐車場 午前 8 時30分から午後12 時まで
阪急梅田駅駐車場 午前 0 時から午後12時まで
（24時間）

イ 駐車場の自動車の出入口の数
（変更前）なし
（変更後）6 箇所

(4) 変更年月日
平成23年春

2 届出年月日

平成18年 5 月18日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

- ① 大阪市経済局産業振興部商業振興課
大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 7 階
- ② 大阪市北区役所区民企画室
大阪市北区扇町 2 丁目 1 番27号 大阪市北区役所 1 階

(2) 期間

平成18年 5 月26日（金）から平成18年 9 月26日（火）まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成18年 9 月26日（火）
- (2) 提出先
上記 3 （1）に同じ

（経済局産業振興部商業振興課）

~~~~~

大阪市告示第613号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市住宅局建築指導部指導課において一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

指定年月日及び指令番号

平成18年 5 月15日

大阪市指令住宅（宅）第10号

| 地 名                 | 地 番       | 道路幅員     | 道路延長        | 摘 要   |
|---------------------|-----------|----------|-------------|-------|
| 住之江区<br>浜口東<br>3 丁目 | 38番 2 の一部 | 4.0<br>m | 34.784<br>m | 袋路状道路 |

(住宅局建築指導部指導課)

## 大阪市告示第614号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

・認定年月日及び認定番号

平成18年 5 月15日 第865号

・認定区域の名称

ホームセンターコーナン J R 今宮駅前店

・認定区域の位置

大阪市浪速区浪速東 3 丁目20- 3 、20- 6 及び20- 7

(住宅局建築指導部建築企画課)

## 大阪市告示第615号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

・認定年月日及び認定番号

平成18年 5 月15日 第1041号

・認定区域の名称

大阪市営井高野第 2 住宅

・認定区域の位置

大阪市東淀川区井高野 1 丁目236- 23ほか15筆

(住宅局建築指導部建築企画課)

## 大阪市告示第616号

市道の路線名を、次のように変更する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

| 旧         | 新         |
|-----------|-----------|
| 東成区第635号線 | 城東区第635号線 |

(建設局管理部管理課)

## 大阪市告示第617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

| 路 線 名                | 区 間                                 | 旧<br>新<br>別 | 敷地の<br>幅 員                         | 敷地の<br>延 長            |
|----------------------|-------------------------------------|-------------|------------------------------------|-----------------------|
| 桜 宮 方 面<br>東 西 1 号 線 | 都島区善源寺町 2 丁目<br>21番の14地から           | 旧           | m<br>1 . 82                        | m<br>58.50            |
|                      | 同 区同 2 丁目<br>21番の14地まで              | 新           | 2 . 91                             | 58.50                 |
|                      | 都島区善源寺町 2 丁目<br>21番の13地から           | 旧           | m<br>3 . 80 ~<br>4 . 00            | m<br>76.95            |
|                      | 同 区同 2 丁目<br>21番の13地まで              | 新           | 3 . 90 ~<br>4 . 00                 | 76.95                 |
| 城 東 区<br>第 635 号 線   | 城東区諏訪 1 丁目<br>809番の 2 地から           | 旧           | m<br>2 . 73                        | m<br>8 . 00           |
|                      | 同 区同 1 丁目<br>811番の 2 地まで<br>(参考図参照) | 新           | 2 . 73<br>及び<br>6 . 00 ~<br>8 . 00 | 8 . 00<br>及び<br>30.21 |
| 城 東 区<br>第 653 号 線   | 城東区諏訪 1 丁目<br>70番の 2 地から            | 旧           | m<br>1 . 10 ~<br>2 . 00            | m<br>37.29            |
|                      | 同 区同 1 丁目<br>75番の 2 地まで<br>(参考図参照)  | 新           | 4 . 50 ~<br>7 . 66                 | 37.29                 |
| 平 野 区<br>第 8904 号 線  | 平野区加美北 6 丁目<br>144番の 2 地から          | 旧           | m<br>4 . 64                        | m<br>32.62            |
|                      | 同 区同 6 丁目<br>144番の 2 地まで<br>(参考図参照) | 新           | 6 . 00                             | 32.62                 |

(建設局管理部管理課)

## 大阪市告示第618号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般

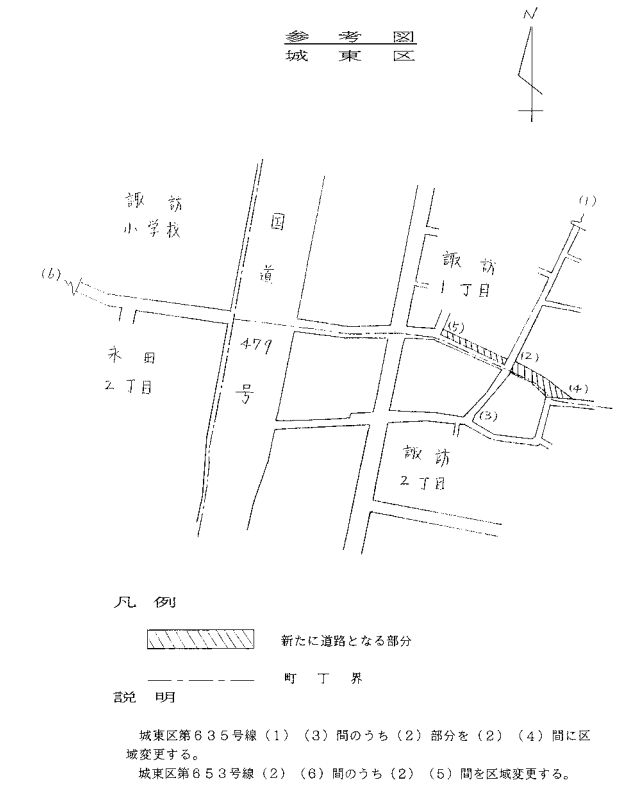
の縦覧に供する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

| 路 線 名                | 区 間                        | 供用開始の期日 |
|----------------------|----------------------------|---------|
| 桜 宮 方 面<br>東 西 1 号 線 | 都島区善源寺町 2 丁目<br>21番の14地から  | 告示の日    |
|                      | 同 区 同 2 丁目                 |         |
|                      | 21番の14地まで                  |         |
|                      | 都島区善源寺町 2 丁目<br>21番の13地から  | 告示の日    |
| 城 東 区<br>第 635 号 線   | 同 区 同 2 丁目                 |         |
|                      | 21番の13地まで                  |         |
|                      | 城東区諏訪 1 丁目<br>809番の 2 地から  | 告示の日    |
|                      | 同 区 同 1 丁目                 |         |
|                      | 811番の 2 地まで<br>(参考図参照)     |         |
| 城 東 区<br>第 653 号 線   | 城東区諏訪 1 丁目<br>70番の 2 地から   | 告示の日    |
|                      | 同 区 同 1 丁目                 |         |
|                      | 75番の 2 地まで<br>(参考図参照)      |         |
|                      | 平野区加美北 6 丁目<br>144番の 2 地から | 告示の日    |
| 平 野 区<br>第 8904 号 線  | 同 区 同 6 丁目                 |         |
|                      | 144番の 2 地まで<br>(参考図参照)     |         |

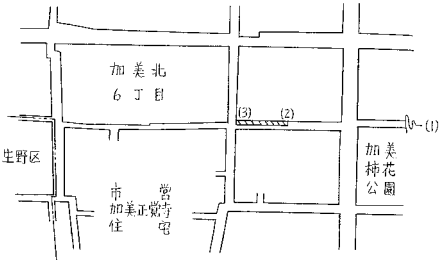
(建設局管理部管理課)



参考図

平野区

N



凡 例

新たに道路となる部分

区 界

説 明

平野区第 8904 号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

大阪市告示第619号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 6 月 9 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No | 種 類                | 場 所              |
|----|--------------------|------------------|
| 1  | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 城東区東中浜 8 丁目 8 番先 |
| 2  | 普通自動車<br>(マツダ 白色)  | 東成区大今里 1 丁目10番先  |
| 3  | 普通自動車<br>(トヨタ 紺色)  | 旭区高殿 1 丁目 4 番先   |
| 4  | 普通自動車<br>(ミツビシ 灰色) | 旭区清水 2 丁目13番先    |
| 5  | 普通自動車<br>(ニッサン 緑色) | 中央区島之内 2 丁目14番先  |
| 6  | 普通自動車<br>(ニッサン 黄色) | 住吉区我孫子西 1 丁目14番先 |
| 7  | 普通自動車<br>(スズキ 白色)  | 西淀川区百島 1 丁目 3 番先 |
| 8  | 普通自動車<br>(マツダ 黒色)  | 西淀川区花川 1 丁目 1 番先 |

|    |                      |                    |
|----|----------------------|--------------------|
| 9  | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色)   | 西淀川区花川 1 丁目 7 番先   |
| 10 | 普通自動車<br>(トヨタ 白色)    | 東淀川区東淡路 1 丁目 7 番先  |
| 11 | 普通自動車<br>(ダイハツ 白色)   | 東住吉区住道矢田 5 丁目 7 番先 |
| 12 | 普通自動車<br>(トヨタ 黒色)    | 東住吉区公園南矢田 3 丁目10番先 |
| 13 | 普通自動車<br>(ニッサン 白色)   | 東住吉区公園南矢田 3 丁目10番先 |
| 14 | 普通自動車<br>(ニッサン 白色)   | 東住吉区公園南矢田 4 丁目30番先 |
| 15 | 普通自動車<br>(ダイハツ 銀色)   | 東住吉区公園南矢田 4 丁目30番先 |
| 16 | 自動二輪車<br>(ヤマハ 青色)    | 生野区田島 3 丁目 3 番先    |
| 17 | 普通自動車<br>(外国車 黄色)    | 生野区巽西 2 丁目 8 番先    |
| 18 | 普通自動車<br>(トヨタ 紺色)    | 生野区巽東 4 丁目11番先     |
| 19 | 自動二輪車<br>(ホンダ オレンジ色) | 北区長柄中 1 丁目 3 番先    |

(建設局管理部路政課)

~~~~~

大阪市告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書がはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年 6 月 9 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除却実施場所
国 道 1 6 3 号	城東区古市 3 丁目 3 番先

(建設局管理部路政課)

~~~~~

**大阪市告示第621号**

なにわの海の時空館の休館日について、なにわの海の時空館条例（平成12年大阪市条例第69号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので、第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 休館日

平成18年 6 月20日を臨時の休館日と定める。

(港湾局経営管理部経営企画課)

~~~~~

大阪市告示第622号

公募型プロポーザル方式により業者を募集するので、次のとおり公示する。

平成18年 5 月26日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課
〒530—8201
大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号
大阪市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課
電話 06—6208—9171

2 プロポーザルに関する事項

(1) 事業名称 大阪市立科学館第 3 次展示改装における展示意匠の基本設計業務委託

(2) 事業場所
大阪市立科学館展示場 1 階、2 階、3 階
大阪市北区中之島 4 丁目 2 番 1 号

(3) 事業期間
平成18年 8 月 1 日から平成19年 3 月31日まで

(4) 事業概要
大阪市立科学館の展示場 1 階、2 階、3 階を改装し、平成20年 7 月にリニューアルオープンする予定である。本事業はこの改装事業に伴う基本設計である。

3 参加資格

次に掲げるすべてに該当すると認められる者は、プロポーザルに参加することができる。

(1) 本事業を達成するため、企画内容（設計・施工・施工管理等）等すべてにわたって責任を持って事業実施ができること

(2) 平成12年 3 月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること

(3) 平成12年 4 月 1 日以後に民事再生法第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法33条 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社更正法（昭和27年法律第172号）第30条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更正計画認可の決定があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又はなされなかった者とみなす。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること

(6) 最近 1 年間において大阪市の市民税及び固定資産税を完納していること。大阪市の納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税

を完納していること

- (7) 企画書等の提出期限（平成18年 7 月14日（金））から事業者の決定（平成18年 7 月28日（金））までの間に大阪市において指名停止を受けていない者であること
- (8) 暴力団が経営する企業又は暴力団員が実質的に経営を支配する企業でないこと
- (9) 過去10年間（平成 8 年度以降）に元請として、博物館施設等の常設展示の設計・施工で、550㎡規模以上の設計・施工及び展示品の作成の受注実績が 2 件以上あること

4 募集要項等の交付方法等

募集要項及びその他の附属書類は、公示の日から上記 1 の担当課において無償により交付する。

5 応募手続等

(1) 日時

平成18年 6 月19日（月）から平成18年 7 月14日（金）まで
受付時間 午前 9 時から午後 0 時及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日及び日曜日をのぞく）

(2) 方法

上記 1 の担当課まで企画書等を持参すること

6 その他

- (1) プロポーザルに応募を希望する者は、次に掲げる説明会に参加しなければならない。
- (2) 説明会に参加を希望する者は、平成18年 6 月14日（水）午後 5 時15分までに上記 1 の担当課に申し込まなければならない。
- ① 開催日時
平成18年 6 月16日（金）午後 2 時より（時間厳守）
- ② 場所
大阪市立科学館 工作室
大阪市北区中之島 4 丁目 2 番 1 号 電話06－6444－5656
- (3) 詳細は事業者募集要項による。
(教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課)

~~~~~

大阪市交通局告示第15号

次のとおり落札者等について公示する。

平成18年 5 月26日

大阪市交通局長 岡 本 勉

[掲載順序]

◎契約担当課（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当課 交通局総務部経理課（大阪市西区九条南 1 丁目12番 62号）

- ①新20系高速電車シュミレータ装置更新 一式 ②一般 ③ 18. 3. 22 ④東横両電設機 神奈川県川崎市中原区今井上町55番地 ⑤144,900,000円 ⑥18. 1. 20

(交通局総務部総務課)

~~~~~

大阪市選挙管理委員会告示第 9 号

大阪市選挙関係事務執行規程（昭和53年大阪市選挙管理委員会告示第26号）の一部を改正する規程を公布する。

平成18年 5 月26日

大阪市選挙管理委員会
委員長 柳 井 傳 八

大阪市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程

第20条第 1 項中「当該施設の使用について、昼間及び夜間の区分」を「当該施設の使用について、午前、午後及び夜間の区分又は昼間及び夜間の区分」に改める。

第13号様式を次のとおり改める。

第 13 号様式（公営施設の設備の程度及び納付費用額承認申請書の様式）（第 25 条関係）（A 4）

公営施設の設備の程度及び納付費用額承認申請書											
平成 年 月 日											
(提出先) 大阪市 区選挙管理委員会委員長											
施設管理者氏名印											
公職選挙法施行令第 1 1 9 条第 2 項及び第 1 2 1 条の規定による個人演説会等施設の設備の程度及び候補者等が納付する費用の額を次のとおり定めたいので、承認されるよう申し上げます。											
記											
施設 の 種別 名称	面積 ㎡	設 備 の 程 度				納付する費用の額					
		照 明 の有 無	演 壇	聴衆席	弁 士 控 室	午 前		午 後		夜 間	
						平日 休 日	土・日 休 日	平日 休 日	土・日 休 日	平日 休 日	土・日 休 日
			演壇 ㎡	い す 人分	乳 脚 控 室	鯛 川	門 門	円 円	円 円	円 円	円 円
			長い いす 脚 敷 物 人分	いす 脚		昼 間					
						平 日	土・日 休 日				
						円	円				

(注) 施設の使用について時間及び料金徴収その他施設の使用に関する定めのあるものは、定めを写しを添付すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局選挙課)

~~~~~

大阪市監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成18年 5 月26日

大阪市監査委員 船 場 太 郎  
同 勝 田 弘 子  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

- 1 (1) 通知を行った者の氏名  
大阪市長 關 淳 一
- (2) 通知を受けた日  
平成18年 3 月17日
- (3) 講じた措置の内容  
報告監11の第 7 号

報告監11の第 7 号  
監査の対象（工業用水道事業の事務事業）

所属名（水道局）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              |                                                                                                                                                                                                         |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                              | ~~~~~                                                                                                                                                                                                   |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措 置 内 容                                      | 報告監16の第24号<br>監査の対象（警備・清掃業務委託に係る事務）<br>所属名（建設局）                                                                                                                                                         |         |
| 給水料等の早期収納に努める要のあるもの<br>給水料等の収入において、平成10年10月 1 日現在、納期限を経過してお未収となっているものが30件、5,644,711円見受けられたので早期収納に努力された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                              | 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措 置 内 容                                      | 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                 |         |
| 当該未収について、25件4,917,664円 は、平成10年度中に徴収しました。<br>残る 5 件のうち、平成 7 年度分の 1 社 2 件464,780円については、会社倒産後債務者が所在不明となり徴収不能であったもので、地方自治法第236条により消滅時効となったため、平成12年度に不納欠損処分を行いました。<br>平成10年度分の 1 社 3 件262,267円については、破産によるもので、破産債権届出を行っていましたが、最終配当金55,224円をもって破産事件が終結したため、徴収不能となった残額207,043円分の不納欠損処分を平成11年度に行いました。<br>今後とも、未納料金の早期徴収に努めてまいります。                                                                                                   |                                              | 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                 |         |
| ~~~~~                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                              | 指名業者の選定について改善を要するもの<br>監査対象業務における指名競争入札の状況をみると、大阪市契約規則にのっとり 7 名以上を指名しているものの、少なくとも 3 年間は指名業者が固定している事例が見受けられたので、競争性の促進を図る観点から、指名業者の選定方法を改められたい。                                                           |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              | 監査対象業務における指名競争入札について、競争性の促進を図る観点から指名業者を増やすなど、選定方法を改めました。<br>(平成17年 4 月27日措置済)                                                                                                                           |         |
| ~~~~~                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                              | ~~~~~                                                                                                                                                                                                   |         |
| 報告監16の第22号<br>監査の対象（交通局総務部（調達課を除く。）所管事務）<br>所属名（交通局）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                              | 報告監16の第27号<br>監査の対象（港湾局所管の電気、機械に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況）<br>所属名（港湾局）                                                                                                                                      |         |
| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                              | 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措 置 内 容                                      |                                                                                                                                                                                                         | 措 置 内 容 |
| 通送業務について改善を要するもの<br>交通局における文書等の通送業務については、本局庁舎で文書等の収受、仕分け業務を行い、本局と事業所間を通送車 3 台で午前・午後の 1 日 2 便運行しており、乗務人員は広告等の重量物品があることを考慮して各車に 3 人ずつ乗務しているが、重量物品が少ない運行コースもあるため常時 3 人の乗務体制は見直す必要があるものと考えられる。<br>また、運行スケジュールは拾得物の関係先や道路事情を考慮して定めており、業務が円滑に行えるよう、勤務時間を普通勤務より30分間早めて 8 時から16時30分までとしているが、勤務時間終了後にも翌日の通送物が持ち込まれることにより、ほぼ恒常的に 3 ～ 5 人の職員が当番業務として 1 日30分間の超過勤務を行っている。<br>今後、通送車の運行体制や運行スケジュール等業務全般について見直しを行い、より効率的な通送業務の実施に努められたい。 |                                              | 防潮屏集中監視設備の維持管理について注意を要するもの<br>港湾防災センターに設置されている防潮屏集中監視設備の大型表示装置について、機器故障のため画面の一部が表示されていなかった。また、港準監視局の防潮屏集中監視設備について、無停電電源装置が故障していたため停電時に使用できない状態であった。<br>速やかに適切な措置を行うとともに、災害時の活動に支障が生じないよう適切な維持管理に努められたい。 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 乗務体制について、平成17年 4 月から各車 2 名乗務を基本とする体制にいたしました。 | 平成16年度工事で補修を行い、完了致しました。                                                                                                                                                                                 |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                              | 上屋倉庫の消防設備の定期点検について改善を要するもの<br>上屋倉庫の消防用設備の定期点検は、専用使用許可の付帯条件において施設使用者が消防法に基づき行うこととなっているが、安治川突堤 2 号上屋外47施設について、法で定められた点検が実施されていなかった。<br>今後は消防用設備の定期点検を法令に従って適切に実施されたい。                                     |         |

| <p>平成17年度当初に施設使用者に対し、消防用設備点検実施予定時期一覧表を配布し、実施の指示を行いました。消防用設備点検実施予定時期一覧表に基づき実施時期に実施報告書の提出を求めると共に、消防用設備点検実施状況確認表で、実施状況を確認致しました。</p>                                                                                                                    |         |         |  |  |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|--|--|---------|
| <p>委託業務について<br/>情報システムの保守委託について注意を要するもの<br/>港湾道路管理システム外3情報システムの保守委託について、委託仕様書に保守対応日時などの契約上重要な保守条件が明記されていなかった。<br/>情報システムの保守委託にあたっては、保守条件を明確にした仕様書の作成を行うよう注意されたい。</p>                                                                                |         |         |  |  |         |
| <p>平成17年度発注分の委託仕様書について、年間保守回数を明記致しました。<br/>保守対応日時について、平成17年度分について記載漏れがあったため、契約時に記録書を作成し、双方で確認を致しました。<br/>平成18年度発注分の委託仕様書に記載致します。</p>                                                                                                                |         |         |  |  |         |
| <p>下水配管の維持管理の方法を改める必要のあるもの<br/>「舞州～西島地区内下水排除施設の保守管理業務委託」において、舞州内の下水マンホールの目視点検を定期的に行っているが、必要に応じて下水配管の清掃を実施するなど、定期的な目視点検方法を見直しする必要があると思われる。<br/>下水配管の維持管理方法を改められたい。</p>                                                                               |         |         |  |  |         |
| <p>本業務については、平成17年度から委託業務を取り止めております。<br/>当該業務については、舞州地区を一括管理し、状況に熟知している大阪港スポーツアイランド(株)に委託を行っていましたが、管敷設後10年後が経過し、沈下も以前に比べ小さくなってきたこと、また舞州の管理体制が平成18年度から大きく変わることを勘案し業務の見直しを行いました。<br/>今後は南港及び在来地区同様、3～5年周期で下水管内の清掃業務を発注し、堆積土砂などの調査・清掃を行い、対応してまいります。</p> |         |         |  |  |         |
| <p>報告監16の第28号<br/>監査の対象（交通局（総務部、計画部及び建設部）所管の土木に係る工事等の施行状況）<br/>所属名（交通局）</p>                                                                                                                                                                         |         |         |  |  |         |
| <table><tr><th colspan="2">指 摘 事 項</th></tr><tr><td></td><td>措 置 内 容</td></tr></table>                                                                                                                                                              |         | 指 摘 事 項 |  |  | 措 置 内 容 |
| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                             |         |         |  |  |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                     | 措 置 内 容 |         |  |  |         |

| <p>検査について<br/>検査結果の通知について改善を要するもの<br/>請負工事の契約約款において、検査職員は検査結果を請負者に文書で通知することと定めているが、交通局においては、検査調書がこれに代替するとして、検査結果について請負者に文書で通知していない。<br/>検査調書は局内の検査事務にかかる書類であって検査結果を通知する文書ではなく、請負者においては検査に合格した旨の文書通知を受けて代金支払い請求の手続きをとるものであるので、契約約款の定めに従って検査結果を請負者に文書で通知するように改められたい。</p> |                                                                        |         |  |  |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------|--|--|---------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成17年 4 月 1 日から、契約約款の定めに従って検査結果を請負者に文書で通知しております。                       |         |  |  |         |
| <p>報告監17の第20号<br/>監査の対象（市民局及び区役所所管の建築、電気、機械に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況）<br/>所属名（市民局）</p>                                                                                                                                                                                    |                                                                        |         |  |  |         |
| <table><tr><th colspan="2">指 摘 事 項</th></tr><tr><td></td><td>措 置 内 容</td></tr></table>                                                                                                                                                                                 |                                                                        | 指 摘 事 項 |  |  | 措 置 内 容 |
| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                        |         |  |  |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                        | 措 置 内 容                                                                |         |  |  |         |
| <p>契約について<br/>契約手続について改善を要するもの<br/>区の組織再編に伴う事務室改修工事等の実施にあたり、鶴見区役所外7区役所において、庁舎内における同種かつ同時期の工事であり、本来1件の工事として入札に付すなどして契約すべきものを、複数の小額工事に分割して特定の者と随意契約しているものが見受けられた。また城東区役所外4区役所の随意契約において、見積合わせの業者が区役所ごとで同じ組み合わせとなっており、特定の者に契約が集中していた。<br/>契約規則に基づき適切な契約手続を行うよう改められたい。</p>  |                                                                        |         |  |  |         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                        | 市民局において「修繕・改修工事設計書作成の手引き」を作成し、平成17年 7 月28日・8 月 3 日の両日、全区役所に対し研修を行いました。 |         |  |  |         |
| <p>随意契約における業者選定について改善を要するもの<br/>市民局及び平野区役所外9区役所において、建築工事を設備業者と契約するなど、該当する工事の種別について本市の入札参加資格や建設業法に定める建設業の許可を有していない者と随意契約を行っていた事例が見受けられた。<br/>軽微な工事請負では建設業法の許可を要しない場合があるが、随意契約における見積者の選定にあたり建設業法の許可や本市の入札参加資格の有無を確認することは、施工品質の確保や建設工事の一括下請負禁止を担保するうえから必要と考えら</p>         |                                                                        |         |  |  |         |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| れるので、これらの資格を要件とするなど適切な選定となるよう改善されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 市民局において「修繕・改修工事設計書作成の手引き」を作成し、随意契約における見積者の選定にあたっては、建設業法の許可や入札参加資格の有無の確認を行うよう周知徹底しました。また、平成17年 7 月28日・ 8 月 3 日の両日、全区役所に対し研修を行いました。                                 |
| 随意契約における見積徴取にあたり改善を要するもの<br>「中央区役所旧福祉事務所スペース整備にかかる改修工事」外 8 件において、見積りを徴するのに必要な図面や仕様書等を作成・提示せずに、現場での口頭説明のみで見積書を取り寄せて契約していた。また提出された見積書の内容が工事一式の表示となっており工事内容や内訳明細が不明確であった。<br>随意契約において見積りを徴する際は、必要な事項を示して工事内容を明確にするよう周知徹底されたい。                                                                                                           |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 市民局において「修繕・改修工事設計書作成の手引き」を作成し、見積りを徴する際は、図面や仕様書等必要な事項を示し工事内容を明確にするよう周知徹底しました。また、平成17年 7 月28日・ 8 月 3 日の両日、全区役所に対し研修を行いました。                                          |
| 施工について<br>(工事関係書類の作成及び受領について改善を要するもの)<br>市民局及び平野区役所外21区役所が実施した改修工事等において、工事が適正に施工されたことを確認するために必要な工事完成届、施工前後の工事記録写真、施工図面、産業廃棄物管理票の写し、防水保証書及び試験結果報告書を受領していないものや、検査調書等検査の記録がないものが見受けられた。<br>今後は、工事写真の提出を義務づけるなど、履行確認に必要な書類を仕様書に明記するとともに、確実に受領して、適切な完成検査を行うよう改められたい。                                                                      |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 市民局において「修繕・改修工事設計書作成の手引き」を作成し、改修工事等を実施する際には、工事写真の提出を義務づけるなど、履行確認に必要な書類を仕様書に明記し、書類を受領したうえで完成検査を行い、検査調書を作成するよう周知徹底しました。また、平成17年 7 月28日・ 8 月 3 日の両日、全区役所に対し研修を行いました。 |
| 維持管理について<br>東淀川区役所における壁面漏水について改善を要するもの<br>東淀川区役所 4 階和室において、外壁部分から、クラック又は建具枠充填材の劣化が原因と思われる漏水が認められた。また区役所 4 階に併設されている健康福祉局所管施設においても同様に外壁からの漏水が認められた。<br>速やかに施設管理者同士の連携を図り適切な措置を行うとともに、安全性や劣化損傷について共同で定期点検を行うなど、施設の適正な維持管理に努められたい。                                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 東淀川区役所の一部に漏水が認められた個所については、併設施設である健康福祉局所管の勤労青少年ホームと市民局所管の区民ホールと併せて既に改修工事を実施しており、平成17年10月31日で完了しております。                                                              |
| 防災無線用発電機の取扱いについて改善を要するもの<br>防災無線用の小型発電機は、施設が停電した場合にも無線機を動作させるために設置されており、職員が手動で運転するものであるが、鶴見区役所では小型発電機の操作訓練を実施せず、また防災マニュアルにも操作方法を記載していなかったため、操作方法を理解している職員がいなかった。<br>小型発電機の操作方法を防災マニュアルに記載し、取扱いの周知を図るとともに、今後は防災訓練等において操作訓練を実施し災害時に支障がないよう努められたい。                                                                                      |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 防災無線用発電機の操作方法を記載した防災マニュアルを作成し、平成17年 6 月21日に鶴見区役所の緊急本部員等22人に対して操作研修を行いました。<br>また、防災訓練時には、再度、操作訓練を実施することとします。                                                       |
| 業務委託について<br>業務委託について改善を要するもの<br>区役所附設会館や男女共同参画センターの維持管理は、各区コミュニティ協会や大阪市女性協会にそれぞれ業務委託されているが、委託契約書に具体的な業務内容や業務範囲、管理基準等が定められておらず、内容が不明確であった。また委託契約書に定める維持管理に関する事業報告書や再委託申請書の提出のないものがあった。さらに委託料の算出については前年度実績や予算額のみを根拠としていた。<br>今後は、委託契約書に維持管理の業務内容等を具体的に記述し、契約関係を明確にするとともに、業務履行状況の監理について充実を図られたい。また委託料の算出にあたっては、具体的業務を基に適正に算出するよう改められたい。 |                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成17年度の委託契約書に維持管理の業務内容等を具体的に記述し、契約関係を明確にするとともに、維持管理に関する事業報告書の提出を求めています。さらに、再委託が発生する場合は、書面による申請を求め、承諾を行うよう改善しました。<br>また、委託料の算出については、具体的業務を精査し、適正に算出することとしました。      |
| ~~~~~                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                   |
| 報告監17の第21号<br>監査の対象（健康福祉局（総務部、生活福祉部、児童施策部、障害者施策部、高齢者施策部、弘済院及び心身障害者リハビリテーションセンター）所管の建築、電気、機械に係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況）<br>所属名（健康福祉局）                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                   |

| 指 摘 事 項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|         | 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|         | <p>契約について</p> <p>随意契約における業者選定について改善を要するもの</p> <p>保育所等の工事において、建築工事を設備業者と契約するなど、該当する工事の種別について本市の入札参加資格や建設業法に定める建設業の許可を有していない者と随意契約を行っていた事例が見受けられた。</p> <p>軽微な工事請負では建設業法の許可を要しない場合があるが、随意契約における見積者の選定にあたり建設業法の許可や本市の入札参加資格の有無を確認することは、施工品質の確保や建設工事の一括下請負禁止を担保するうえから必要と考えられるので、これらの資格を要件とするなど適切な選定となるよう改善されたい。</p> | <p>施工について</p> <p>エアコン装置の処分について改善を要するもの</p> <p>エアコン装置の撤去、処分を行う場合、家庭用エアコン装置では、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による処分が、また業務用エアコン装置の場合は、産業廃棄物としての処理及びフロン回収または破壊が必要であるが、「西保育所空調機入替工事」外12件については、エアコン装置の種類を確認しておらず、またいずれの処理も確認していなかった。</p> <p>今後は、装置の区分を明示し、それぞれの区分に応じて発行される証明書等を提出するよう仕様書に明記するとともに、エアコン装置の撤去品が適正に処分されたことを確認するよう改善されたい。</p>  |  |
|         | <p>今後は、随意契約を行う場合は、工事請負の見積徴収業者選定時に工事種別に適した業者選定を行うよう12月中旬に関係職員に対し研修会を行い、指導徹底してまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                         | <p>エアコン装置の撤去、処分を行う際には、装置の区分を明示し、それぞれの区分に応じて発行される証明書等を提出するよう仕様書に明記し、エアコン装置の撤去品が適正に処分されたことを確認するよう12月中旬に関係職員に対し研修会を行い、指導徹底してまいります。</p>                                                                                                                                                                                        |  |
|         | <p>契約について</p> <p>随意契約における見積徴収にあたり改善を要するもの</p> <p>「鯉江保育所庇改修工事」外69件において、見積りを徴するのに必要な図面や仕様書等を作成・提示せずに、現場での口頭説明のみで見積書を取り寄せて契約していた。またこのうちの6件については、提出された見積書の内容が工事一式の表示となっており、工事内容や内訳明細が不明確であった。</p> <p>随意契約において見積りを徴する際は、必要な事項を示して工事内容を明確にするよう周知徹底されたい。</p>                                                          | <p>施工について</p> <p>酸素欠乏症等の未然防止について改善を要するもの</p> <p>労働安全衛生法により、酸素欠乏症等（酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。）の発生の恐れがある場所で作業を行う場合には、作業場所の酸素濃度等の測定、記録及び換気が必要とされているが、更生相談所一時保護所「受水槽・高架水槽等の清掃業務」の雑排水槽及び汚水槽の清掃において、仕様書に酸素欠乏症等を防止するための酸素・硫化水素濃度測定及び槽内換気を行う旨の記載がなく、また実際の業務の中でも実施されていなかった。</p> <p>今後は、仕様書に酸素・硫化水素濃度測定及び槽内換気を行うよう明記し、労働災害を未然に防ぐよう改善されたい。</p> |  |
|         | <p>見積り徴取の際には、必要な事項を示して工事内容を明記した仕様書を作成し、見積書は内訳明細を記載したものを徴取するよう12月中旬に関係職員に対し研修会を行い、指導徹底してまいります。</p>                                                                                                                                                                                                              | <p>労働災害を未然に防止するために、仕様書に酸素・硫化水素濃度測定及び槽内換気を行うよう明記し、実施確認することとしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|         | <p>施工について</p> <p>工事関係書類の整備について改善を要するもの</p> <p>「東喜連保育所給排水衛生設備工事」外67件において、工事が適正に施工されたことを確認するために必要な施行前後の工事記録写真、産業廃棄物管理票の写し、防水保証書及び試験結果報告書等の提出を求めていなかった。</p> <p>今後は、工事写真の提出を義務付けるなど履行確認に必要な書類を仕様書に明記するとともに、受領漏れのないようにされたい。</p>                                                                                     | <p>維持管理について</p> <p>建築物の維持管理について改善を要するもの《一部措置済事項》</p> <p>市営住宅の1階に併設されている豊里第1保育所において、上階からの落下物による事故を防止するためのひさしの鉄骨が腐食していた。また敷地外周のネットフェンスの支柱のボルトが外れ、がたついていた。</p> <p>速やかに適切な措置を講ずるとともに、安全性や劣化損傷に対して定期点検を充実するなど、施設の適正な維持管理に努められたい。</p> <p>〔健康福祉局が講じた措置の内容〕</p> <p>敷地外周のネットフェンスについては、平成17年5月14日に補修を完了した。</p>                       |  |
|         | <p>仕様書に工事が適正に施工されたことを確認するために必要な工事関係書類の提出を明記するとともに、受領漏れのないよう12月中旬に関係職員に対し研修会を行い、指導徹底してまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>上階からの落下物による事故を防止するためのひさしの鉄骨が腐食している件につきましては、市営住宅の所管である住宅局により 7 月30日に修理工事を完了しました。</p> <p>今後は、施設の安全対策については、定期的な点検を行い、維持管理を行ってまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |  | <p>一でも薬品購入において、4 業者以下による見積提示で決定している割合が 8 割を超えており、16業者に対して見積依頼を行っている状況を勘案すると、結果として十分な競争性が確保されたとは言いがたい状況になっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、品目ごとの納入可能業者の把握・精査を行い、価格提示業者の実質的増加を図るべく契約方法の改善などを行い、一層の競争性の確保に努められたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>業務委託について</p> <p>業務委託について改善を要するもの</p> <p>大阪市長居障害者スポーツセンター等の管理運営業務については、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会ほか大阪市関係団体に委託しているが、施設の維持管理に関して、委託契約書に具体的な業務内容や業務範囲、管理基準等が定められておらず、内容が不明確であった。また契約書に定める維持管理に関する事業報告書及び再委託申請書の提出のないものがあった。</p> <p>これらの施設を抽出調査したところ、消防設備において必要な法令点検が実施されていないもの、また空調設備の不具合を放置しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、契約書に維持管理の業務内容等を具体的に記載し、契約関係を明確にするよう改めるとともに、業務履行状況の監理について充実を図られたい。</p> |  | <p>これまで北・十三・住吉の各市民病院で行っていた購入契約業務を、平成17年 4 月から競争性が発揮されるように、総合医療センターにおいて一元的に行っております。(平成17年度実施済)</p> <p>また現在、作業部会を立ち上げ品目の標準化作業を進めております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| <p>消防用設備点検の未実施及び空調設備不具合放置については、平成17年度の業務委託契約に追加記載を行い、実施することとしました。</p> <p>今後は、契約書に業務内容等を具体的に記載し、契約関係を明確にするよう改めるとともに、業務履行確認を行う等、適正な施設管理に努めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |  | <p>薬品及び診療材料購入関係事務について</p> <p>納入業者への指導と契約の一元化を行う要のあるもの</p> <p>比較見積において1 業者しか応札がなかった品目を病院間で比較すると、ある病院での1 業者応札品目が、他病院では同一時期に別の業者が1 業者応札している状況が多数見受けられた。これらの業者は、それぞれ3 病院（北、十三、住吉）での見積参加業者となっており、同一品目で同時期に一方の病院には応札しているものの他方の病院には応札していないという状況が見受けられた。またこれらと同時期に、総合医療センターで行われた同一品目の比較見積には、必ず複数業者が応札しており、それらは3 病院での見積参加業者と重なる場合が大半を占めていた。これらの状況から、3 病院での1 業者応札は当該業者しか納入し得ないというのではなく、何らかの理由で1 業者のみが応札した、つまり業者間での何らかの調整が行われていたと判断せざるを得ない。また、総合医療センターにおける比較見積においてもこれらの数業者での競争になるケースが多くを占めており、総合医療センターと3 病院での落札がそれぞれ別の業者になっているケースも見受けられるため、総合医療センターにおいても実質的な競争が行われているかについては疑義が生じるものである。一方、診療材料においても、4 病院での1 業者応札の割合が6 割を超えており、ある病院で1 業者応札しているという薬品と同様の状況も見受けられた。従って、このような薬品と診療材料の発注実態に対し十分な調査を実施し、業者間調整の余地を与えない発注・契約体制等を整備することはもとより、該当業者に対する指導の徹底と、関係機関への要請等についても検討されたい。なお、薬品の決定単価については、病院がそれぞれ病院ごとに比較見積を実施しているため、結果として4 病院間で、同時期に同一業者が落札している場合でも病院による単価差が発生している事例が見受けられた。このため、薬品における契約の一元化を行うとともに、抜本的な契約方法の検討を図られたい。</p> |  |
| <p>報告監17の第22号</p> <p>監査の対象（健康福祉局所管市民病院事業会計における委託契約及び薬品等購入関係事務）</p> <p>所属名（健康福祉局）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | <p>平成17年 4 月に担当部門を設置し、これまで北・十三・住吉の各市民病院で行なっていた購入契約業務を、平成17年 4 月から競争性が発揮されるように、総合医療センターにおいて一元的に行っております。(平成17年度実施済)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>指 摘 事 項</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  | <p>措 置 内 容</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| <p>薬品及び診療材料購入関係事務について</p> <p>契約方法の改善を図る要があるもの</p> <p>薬品及び診療材料の購入に際しては、4 病院がそれぞれ比較見積により業者決定を行っており、見積には薬品で12～16業者程度、診療材料で19～23業者程度（総合医療センターは50業者程度）が参加している。しかし、落札状況を見ると、薬品では北、十三、住吉の3 病院で、1 業者のみの価格提示で落札される1 業者落札の割合が7 割から9 割に及び、また診療材料では総合医療センター、北、十三の3 病院で1 業者落札の割合が7 割程度に及ぶなど、いずれも実質的な競争がほとんど確保されていない状況となっている。</p> <p>比較的競争性が確保されていると考えられる総合医療センタ</p>                                |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |